

# 豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例

豊島区治安対策担当課課長

居原 豊

豊島区では、昨年6月に池袋駅西口で発生した危険ドラッグの使用が原因とされる死傷事件が発生以降、危険ドラッグ撲滅に向けた施策を強化している。同年12月の区議会において「豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例」が可決成立した（条例第42号として同年12月8日公布、平成27年3月1日から施行）。ドラッグ販売店に対する規制は全国初となる。

## 1 条例制定に至った背景と経緯

(1) 池袋駅西口における死傷事件の発生

平成26年6月24日の午後8時頃、繁華街を樂しむ人々を一瞬に恐怖に巻き込む事件が発生した。危険ドラッグを吸引した37歳の男（平成26年9月12日付危険運転致死罪で起訴）が乗った乗用車が歩道を暴走し、中国人女性1人が死亡、男女6人にけがを負わせるといった痛ましい事件が発生した。豊島区では、事件発生直後に区長、危機管理監が現場に急行、現状の把握に努めるとともに翌日、緊急対策会議を開催し、区長から区民の安全確保の徹底に努めるといった指示が出された。また、会議では事件概要が説明され、原因となった



平成26年6月、豊島区の繁華街で発生した事件現場

「危険ドラッグ」が事件現場の近くで販売されていたことに参加者一同大きな衝撃を受けた。

(2) 危険ドラッグの脅威

危険ドラッグの薬理効果は、「大麻の数十

倍」という。そうした危険な薬物が公然と販売されており、豊島区内には、ヘッドショップ（注・ヘッドショップを自称し、合法等と言って危険ドラッグや吸引器具（パイプ、巻物等）を販売している店のこと。）が10件存在していた。池袋駅西口で事件を起こした犯人もヘッドショップで危険ドラッグを買い、その直後事件を引き起こした。

緊急対策会議では、危険ドラッグの販売実態が報告され、参加者は、「いつどこで第二の池袋駅西口事件が起こってもおかしくはない。」といった厳しい現状を改めて知ることとなった。危険ドラッグは区民の安全安心を阻む脅威であり、区民を危険ドラッグから守るために危険ドラッグの撲滅を直ちに図るこ



条例の審議の様子

とが重要であるとの認識で一致し、条例制定を柱とした危険ドラッグ対策がスタートした。

## 2 条例の内容・解説

豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例においては、次の内容を規定している。

### ①前文

安全・安心なまちづくりは、すべての区民、そして豊島区を訪れるすべての人々の

共通の願いであり、1人ひとりの責任ある行動と、区民、事業者等、地域の多様な主体の連携・協働によってはじめて実現されるものです。(中略)

豊島区は、地域の力を結集し、この豊島区から、そして日本中から危険ドラッグを一掃し、子供たちに明るい未来を引き継いでいくために、この条例を制定します。

右記のとおり前文を掲げることによって、区の姿勢を明らかにするとともに将来に渡ってあらゆる努力を怠らないことを明らかにした。

### ②定義(第2条)

条例では危険ドラッグを「危険薬物」とし、指定薬物等及びその他類似薬物を含有する物品と定義した。

また、インターネット販売にも対応するため、「販売等」の中に、広告すること、又は広告の目的で所持することを定義した。

### ③情報の収集と提供(第4条)

豊島区が積極的に危険ドラッグに関する情報収集を行うことを明記するとともに、区民の健康被害と安全確保を図るため、危険ドラッグの危険性や販売実態等を区民に提供することとした。

### ④建物提供者の責務(第6条)

豊島区内に所在する建物(建物の一部を含む)

む。)を他人に提供する場合、賃貸借契約に際して、契約に係る建物で危険ドラッグの販売等をしないよう借受人に誓約させるとともに契約に係る建物で危険ドラッグの販売等がされた場合、賃貸借契約を解除できる旨を特約として契約書に明記することをビルオーナーの努力義務とした。

### ⑤契約の解除等(第7条)

提供している建物で規制の対象となる薬物が販売されていることを知った場合、賃貸借契約書に危険ドラッグの販売等に係る契約解除の特約がある場合は、契約を解除し、建物の明渡しを申し入れることとした。

### ⑥建物の区分所有者の責務(第8条)

豊島区内に所在する建物の区分所有者等が管理規約や細則等を策定する場合、管理規約等の策定の対象となる建物で危険ドラッグの販売等がされた場合、危険ドラッグの販売等をした者の退去の措置等について明記することを努力義務とした。

### 《解説》

#### ①危険ドラッグの撲滅に特化した条例

危険ドラッグの脅威から区民を守るために必要なことは、危険ドラッグが公然と販売されている状況を打開することである。すなわち、豊島区内のヘッドショップを「0」にすることであり、ヘッドショップの経営者に危

危険ドラッグの販売を自制させることである。条例を策定する上で最初に検討したことは、販売を規制できない危険ドラッグについて、どうしたら抑制が図れるかといった点である。

当時は、時間的な制約から複雑な条例は想定には置かず、必要最小限度の規制で効果の高いものを作るといった観点から作業がスタートした。

危険ドラッグは、当時も現在も販売を規制することは困難であり、巷で公然と売られている状況だ。

豊島区では、販売そのものを規制することとは難しいため、他の方法と併せることで、規制と同等の効果を生み出す方法を模索することとした。今回、条例を検討するに当たり、一番知恵を絞った点であり、かつ条例の根幹部分を成すものであるが、前述した考えから導き出されたものが、賃貸借契約といった行為（私的自治）を介して、危険ドラッグの販売に直接網を掛けるといった独自の手法である。

類似の条例では、悪質な風紀事犯を規制する条例として、東京都条例（性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例）がある。豊島区の条例は、危険ドラッグ販売者に「危険ドラッグを売ったら契約解除」という条件を突き付けることで、販売の自制

を目指したものである。

## ② 民意の協力の下完成した条例

「区役所は何かやらないのか?」「できることは協力するよ」事件発生直後の不動産業界団体の会長さんの言葉だった。

条例について検討していた矢先、正に天の言葉、助け舟である。

早速、7月のある日、担当者が不動産の業界団体の事務所を訪れ、豊島区で検討中の条例について説明を行うとともに、危険ドラッグ対策について協力を求めることとした。

後談であるが、不動産業界の安全に対する認識の高さと前向きな姿勢には頭が下がる。事件の発生を受けその対応に右往左往していたころ、業界関係者から、

- ・「不動産業界では危険ドラッグは断固として許さない」
- ・「区がヘッドショップ「0」を目指すのならば協力する」

・「条例が出来るまでの間、自主的に協力する」等の力強い言葉をいただき、条例の制定に向け大きな追い風となった。

また、ヘッドショップがある町会、商店街の方々が、胸にはタスキ、手にはプラカードを持ち、危険ドラッグの撲滅を唱える姿に大きな勇気を与えられた。本条例は、行政、業界、区民が「豊島区から危険ドラッグを撲滅

するためガンバロー」で団結したなかで生まれた条例である。

## 3 豊島区における危険ドラッグ対策

豊島区では、危険ドラッグ対策として次の取組を行ってきた。

- ・ 6月26日 区長が危険ドラッグ撲滅に関するコメントを発表
- ・ 7月4日 豊島区議会において、「違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅都市宣言」を全会



「違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅!」豊島区民の集い(7月5日)



環境浄化パトロールの様子（池袋駅西口）

一致で可決

- ・ 7月5日 JR池袋駅西口駅前広場で田村厚生労働大臣（当時）、中野警視庁組織犯罪対策部長ほか1000人の区民が参加し、「違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅！」豊島区民の集いを開催
- ・ 8月5日 田村厚生労働大臣（当時）に指導・取締強化を要請
- ・ 8月22日 外添東京都知事に指導・取締強化を要請
- ・ 8月26日 池袋保健所が区民向けの研修会

を開催

- ・ 9月18日 区教育委員会が中学校校長を対象に研修会を実施
  - ・ 10月6日 全国各地域安全運動豊島区民大会（区民800名参加）で危険ドラッグ撲滅を呼び掛け
  - ・ 10月20日 豊島区内の3警察署・不動産業界団体と危険ドラッグ撲滅に関する覚書を締結
- ※他に池袋駅西口・東口地区、大塚駅地区において、環境浄化パトロールを実施し、危険ドラッグ撲滅の働きかけを実施した。

#### 4 課題と今後の展望

今回の条例は、区民の協力を得て危険ドラッグの撲滅に取り組むものであり、ビルオーナーが契約に際して、危険ドラッグに関する誓約書を徴したり、契約解除条項を特約として明記しなければ効果が期待できない。よって、いかにしてビルオーナーや不動産業界の関係者にこの条例を認知してもらうかが課題となる。

豊島区では、不動産業界等の研修会に参加し丁寧に説明することで理解を得て、業界内に本条例の周知を図り、条例を実効のあるものとした。

特に危険ドラッグについては、医薬品、医

療機器等法（旧薬事法）や東京都薬物乱用防止条例等の改正を受け、店舗販売から、インターネットやデリバリー販売が主流になると予想される。

危険ドラッグの撲滅を図るためには、地下に潜る販売情報をいかに早く、正確に認識するかが大きな鍵となる。したがって、把握した情報を迅速に関係機関に提供し、組織の力で危険ドラッグを撲滅する包囲網を築くことが大切となる。

危険ドラッグは、一つの自治体が対策を講じても効果が期待できないため、国、自治体、警察機関が連携し対応に取り組むことが不可欠となる。それぞれの機関が役割、責任を果たすことで危険ドラッグの撲滅は図れると確信する。関係者の努力に期待したい。

おわりに、豊島区における危険ドラッグ対策に協力を賜った、東京都、警視庁、（公社）東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、（公社）全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部、豊島区内環境浄化団体に感謝を申し上げます。